○美唄市地元就職促進職業能力開発補助金交付要綱

（令和４年４月１日庁達第25号）

改正　令和６年４月１日庁達第18号

美唄市求職者等職業能力開発支援事業補助金交付要綱（平成27年庁達第７号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、美唄市補助金等交付規則（平成11年規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、求職者が就業の場を広げ、美唄市内の企業又は事業所への就職を促進するため、美唄市の指定する研修機関の行う技能講習（以下「講習」という。）に参加し、求職者がより高く幅広い技能を修得する場合、その経費の一部又は全部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　求職者　公共職業安定所に求職登録し、雇用保険受給資格者証又はハローワークカードを有する者をいう。

(2)　新卒者　高等学校、大学、専修学校等に在籍する者で、当該年度中に卒業する者をいう。

(3)　受講者　美唄市の指定する研修機関の行う技能講習を受講する者をいう。

(4)　就職者　受講者として補助金の交付を受けた者であり、かつ、当該年度中又は翌年度中（美唄尚栄高等学校第１学年である者を除く。）に市内企業若しくは事業所に採用された者をいう。

(5)　指定研修機関　美唄地域人材開発センターをいう。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、美唄市内の企業又は事業所への就職を希望する受講者又は就職者で次の各号に掲げる者とする。

(1)　市内に居住地を有する求職者及び新卒者

(2)　美唄尚栄高等学校に在籍する者

（補助金の額等）

第４条　受講者の補助金の額は、指定研修機関の定める受講料の10分の７以内とし、上限額を５万円とする。

2　就職者の補助金の額は、指定研修機関の定める受講料の 10 分の 3 以内とし、上限額を 5 万円とする。

（補助金の申請）

第 5 条　受講者は、研修終了後に規則第 3 条の補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2　受講者及び就職者の補助金申請回数は、1 人につき年 1 回とする。ただし、新卒者又は美唄尚栄高校に在籍する者にあっては 1 人につき年 2 回とする。

3　就職者は、市内企業又は事業所への採用決定後速やかに申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第 6 条　市長は、前条第 1 項又は同条第 3 項の申請が適切であると認めたときは、規則第 4 条の補助金等交付決定通知書により補助対象者に通知し、補助金を交付するものとする。

（受講者及び就職者の責務）

第 7 条　受講者は、申請書に記載する講習を受講し、その講習の目的とする技能を修得しなければならない。

2　就職者は、市内企業又は事業所から採用の取消しその他の理由により採用に至らなかったときは、直ちに市長に報告しなければならない。

（補助事業等の計画変更等による決定の取消し等）

第 8 条　市長は、前条第 2 項の報告を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2　市長は、前項の取消しを決定した時は、速やかに当該補助申請者に通知するものとする。

（委任）

第 9 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 6 年 4 月 1 日庁達第 18 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。